【補足資料】都市計画道路大阪岸和田南海線（上町工区）街路事業

資料2

● 自転車通行空間の安全対策における府の見解

【自転車通行空間の安全対策】

・本路線の幅員構成については、道路法に基づき定められた道路構造令等の各種基準に基づき車道、歩道、路肩、中央帯のそれぞれの幅員を計画しております。

・この計画をもとに、交通管理者である警察と協議済みであり、車両や自転車、歩行者などが安全に道路を利用できる対策を決定しております。

・本路線における自転車通行空間の安全対策については、上記の協議により、車道路肩部を自転車通行帯とし、当該部分に自転車が通行する空間であることを明示するために青矢羽根を設置し、自転車と自動車の通行区分を明確化することで安全性を確保することとしております。

［単位：m］

